

議員提出議案第6号

有機フッ素化合物対策における適正な評価と対応を求める意見書

桑名市議会会議規則第13条第1項の規定に基づき、標記の議案を次のとおり提出します。

令和5年12月6日 提出

提出者	桑名市議会議員	近藤 浩
賛成者	同	畠田 薫
	同	倉田 明子
	同	松田 正美
	同	畑 紀子
	同	柴田 理恵
	同	伊藤 研司
	同	飯田 尚人
	同	多屋 真美





## 有機フッ素化合物対策における適正な評価と対応を求める意見書

国がこれまでに公表してきた水道水の水質検査結果や報道等によると、全国の複数の自治体で、有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）の検出量が暫定目標値を超過したことが判明しており、桑名市においても、令和2年度以降、積極的に調査を行った結果、局地的に暫定目標値を超える数値が検出されている。

そして、PFOS、PFOAが健康等に与える影響の評価が定まらない中で、このことが水道統計として公表され、本年9月の報道に至ったことが市民の不安を煽ることとなり、本市を含め、公表された自治体等においては困難な説明と対応を今まさに求められているところである。

このようなことから、住民の不安を払拭するため、また、更なる風評被害の拡大を防ぐため、PFOS、PFOAの健康及び環境への影響に関する評価を科学的根拠に基づいた知見により明らかにし、早急に公表することが必要であると考えます。

さらに、その評価結果によっては、対策を必要とする自治体への支援や農産物等への影響調査などの新たな措置が必要になるものと考えます。

よって、国が責任をもって、下記の事項を実施するよう、強く求める。

### 記

1. PFOS、PFOAに対する最新の科学的知見を踏まえ、健康及び環境への影響等について適正に評価し、早急かつ分かりやすく周知すること。  
また、評価の結果、健康への影響等が懸念される場合は、以下の事項に掲げる措置を適切に講じること。
2. 健康への影響等が懸念される場合は、PFOS、PFOAの除去及び濃度の低減方法など、その対策等も併せて検討し、各自治体への情報提供と必要な支援を行うこと。
3. 土壌及び農畜産物等への影響についても懸念されることから、PFOS、PFOAの測定方法並びに評価方法を早期に確立するとともに、必要な対策及び支援を行うこと。
4. 水道水のみならず、河川や地下水などの環境全般に関するPFOS、PFOAの影響について広く把握し、影響が生じている地域における原因の究明や改善策の検討、実施など、当該地域の環境保全にかかる適切な措置を講じること。
5. PFOS、PFOAの影響が確認された自治体等は、その対策を講じるために多額の費用が必要となることが見込まれ、財政面への影響が懸念されるため、当該自治体等に対する財政措置など、必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月6日

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
内閣官房長官様  
財務大臣様  
厚生労働大臣様  
農林水産大臣様  
環境大臣様